

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②及び④の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月  
② 平成元年6月から2年2月まで  
③ 平成2年12月及び3年1月  
④ 平成3年2月から5年4月まで

申立期間①及び③に係る国民年金保険料は還付されたと記録されているが、還付を受けた記憶はないので、申立期間①及び③に係る国民年金保険料を還付してほしい。

また、申立期間②及び④は、国民年金の第3号被保険者期間と記録されているが、当該各期間の保険料は、A市区町村から送付された納付書により、同市区町村の窓口又はB金融機関C出張所（現在は、D金融機関E出張所）において現金で納付した。時には、B金融機関C出張所にA市区町村の職員が訪れた際、当該市区町村の職員に直接保険料を手渡して納付したこともあった。

申立期間②及び④に係る国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③に係る国民年金保険料については、オンライン記録から、申立人が申立期間①及び③において国民年金の第3号被保険者に該当したこと、及び還付決議（申立期間①については平成元年6月\*日、申立期間③については3年3月\*日）時点において、過誤納付された国民年金保険料を他に充当する期間が無いことを理由に還付されていることが確認できる上、当該各申立期間に係る還付金額、送金（支払）通知書作成年月日、及び還付金振込口座の口座番号がオンライン記録上明確に記録され、これらの記録や当該各還付に係る一連の事務処理に不自然さは無く、ほか

に申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立人は、オンライン記録に記載された還付金の振込金融機関名及び口座番号について、「そのような金融機関に私名義の預金口座を開設したことは無く、預金通帳も持っていない。」旨を主張しているが、D金融機関の回答及び同金融機関が保管する申立人の預金口座に係る普通預金取引明細書（平成元年10月以降分）から、申立人は、申立期間①及び③当時、前述の還付金が振り込まれたとされる金融機関に同じ口座番号の預金口座を持っていたことが確認できる上、当該預金口座に係る情報を、社会保険事務所（当時）が申立人の了承を得ることなく取得できたとは考え難く、申立人からの還付請求に基づき当該預金口座に係る情報を取得したものと解するのが自然である。

さらに、申立期間③に係る還付金については、前述の普通預金取引明細書から、平成3年5月1日付けで前述の預金口座に入金されていることが確認できる。

このほか、申立人から聴取しても、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③に係る国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び④の国民年金保険料については、申立人は、「A市区町村から送付された納付書により納付した。」旨を供述しているところ、オンライン記録から、申立人の申立期間②及び④に係る国民年金の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更届は、社会保険事務所において、それぞれ平成元年6月13日、3年3月15日に処理されており、申立期間②及び④は、当該各申立期間の当初から国民年金の第3号被保険者期間として取り扱われていたことが確認できることから、制度上、申立人に対してA市区町村から納付書が発送されたとは考え難い上、同市区町村も「第3号被保険者に納付書を発行することはない。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間②及び④の国民年金保険料については、A市区町村の窓口又はB金融機関C出張所において現金で納付し、時には、B金融機関C出張所にA市区町村の職員が訪れた際に、当該市区町村の職員に直接保険料を手渡して納付したこともあった。」と供述しているところ、A市区町村は、「当時、当市区町村の国民年金業務担当の窓口では、国民年金保険料の収納事務自体を行っていなかった。また、金融機関の出張所等に当市区町村の職員が出向いて保険料を徴収することもなかった。」と回答している上、D金融機関E出張所も、「A市区町村の職員が、当金融機関の出張所等において国民年金保険料の収納を行うことはなかった。」と回答しており、申立人の申立内容に齟齬が認められる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立期間②及び④は国民年金の第3号被保険者期間と記録されており、オンライン記録と一致している上、申立期間②及び④に係る国民年金保険料が納付されていたこ

とをうかがわせる記載も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間②及び④に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の申立期間②及び④に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び④に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 島根国民年金 事案416

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

申立期間当時、A市区町村から国民年金の加入案内が送付されてきたので、平成3年5月頃から同年7月頃までの期間に、同市区町村の窓口において国民年金の加入手続を行い、その場で申立期間に係る国民年金保険料を納付した。

申立期間に係る国民年金保険料が未納と記録されていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年8月11日以降に払い出されたことが確認でき、当該払出し時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、「平成3年5月頃から同年7月頃までの期間に、A市区町村の窓口において国民年金の加入手続を行い、その場で申立期間の国民年金保険料を納付した。」と供述しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する当該時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、制度上、市区町村の窓口において納付することができない上、A市区町村も、「申立期間当時、当市区町村の窓口では、過年度保険料の収納事務を行っていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A市区町村から国民年金の加入案内が送付されてきた。」と供述しているところ、A市区町村は、「申立期間当時、申立人が主張するような加入勧奨業務は行っていない。」と回答しており、申立内容に齟齬が認められる。

加えて、オンライン記録から、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったとする平成3年5月から同年7月までの期間において、申立人に対し、前述の国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人も、「現在所持している年金手帳（前述の国民年金手帳記号番号に係るもの）以外に、年金手帳の交付

を受けたことはない。」旨を供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案598

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月12日から41年1月11日まで

申立期間は、A社（昭和35年11月に「B社」に商号変更。）C支社に勤務していた。申立期間の標準報酬月額は、私が記憶している当時の報酬月額に比べて低額と記録されているので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を実際の報酬月額に見合う額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時における標準報酬月額は5,000円であることが確認できるところ、当該標準報酬月額は、B社C支社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時における報酬月額に見合う算定基礎額（4,610円）及び標準報酬等級（3級）と符合していることが確認できる。

また、B社C支社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失時における標準報酬月額は2万8,000円であることが確認できるところ、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、同社C支社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失時における標準報酬月額とも一致している。

さらに、前述の被保険者名簿及び被保険者原票から、申立人と同じ職種であったと供述する同僚一人、及び申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚3人、並びに申立人と同時期（昭和29年9月）に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚4人の計8人の申立期間における標準報酬月額は、申立人の申立期間における標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が他の同僚に比べて高額であった事情は見当たらない。

加えて、B社C支社は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届以外の資料は保存していないため、当該届出に係る資料に記載されている標準報酬月額等を除いて、申立期間における申立人の給与月額及び厚生年金保険料の控除額は不明である。」旨を回答している上、前述の8人の同僚から聴取しても、申立期間における申立人の給与月額や厚生年金保険料の控除の状況等について関連資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人が主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。